

『妙法蓮華經』に於ける被動文の成立条件

椿 正 美

0. はじめに

古典漢語の表現形式で受身「～れる・られる」を示す被動式は、例えば『孟子』「滕文公章句」“勞力者治於人（力を勞する者は人に治めらる）”のように、基本的には行為の内容を示す動詞と施動者を示す語彙の配置によって構成され、必要に応じて特殊な語彙が助動詞として文中に挿入されることもある。

被動式の本格的な発生時期は、春秋時代（前770-前403）とされている。但し、内容の異なる様々な形式が確立されたのは漢代（前206-220）以後のことであり、その状況は六朝時代（222-589）に著わされた漢訳仏典の文中にも確認することができる¹⁾。

本稿では、鳩摩羅什（344-413）の訳出による大乘仏教の經典『妙法蓮華經』（以後は略称『法華經』）を使用）の文中に見られる“所”“見”“被”の用例を調査対象として取り上げ、それぞれの語彙の挿入により被動文として成立するための条件について記し、全文中に見られる使用状況や効果について古典漢語文法の立場から分析を進める²⁾。

1. “所～”

この形式は行為の内容を示す表現に“所”を前置させることにより構成され、文意は〔“所” + A〕ならば「Aをされる」となる。“所”の字義については『説

文解字』に“伐木声也（木を伐る声なり）”とあるが、白川 [1996: 773] は「関係代名詞や受身に用いるのは後起の用義法で音の仮借によるものである」と指摘している。

『法華經』全文中では、“所～”の使用回数は61に達し、本稿の調査対象となる形式では最多となっている。本章では、『法華經』に見られる被動式“所～”と“為～所～”を取り上げ、それぞれの使用状況について探っていく。

1. 1. “所”が単独使用された形式

古典漢語で“所”の使用により構成された被動式では、施動者を示す語彙に“為”を前置させた“為～所～”が多用されていたという印象が強いが、実際には“所”が単独で挿入された形式の使用も確認される。例えば、『史記』「高祖本紀」“所殺蛇白帝子、殺者赤帝子（殺しし所の蛇は白帝の子にして、殺しし者は赤帝の子なり）”の場合、前部フレーズに見られる“所殺”では、“蛇”は“殺”の対象に当たるので、ここでは“所”の単独使用により被動式が構成されたと解釈される。本項では、『法華經』文中に見られる被動文の中で“所”が単独で挿入された形式の使用状況について探る。

次に例文を挙げる。

①「序品」(T9, 5a)³⁾

汝為世間眼、一切所歸信、能奉持法藏。

汝は為れ世間の眼、一切に歸信せられて、能く法藏を奉持す。⁴⁾

②「方便品」(T9, 8b)

無量衆所尊、為説実相印。

無量の衆に尊まれて、為に実相の印を説く。

③「安樂行品」(T9, 38c)

一心安樂行、無量衆所敬。

一心に安樂に行ぜば、無量の衆に敬われん。

①は、“文殊師利”が“今日如来、当説大乘經、名妙法蓮華、教菩薩法、仏所護念（今日の如来も当に大乘經の妙法蓮華・教菩薩法・仏所護念と名づくるを説きたもうべし）”の意義について説明するため唱えられた詩頌に含まれ、①より前の部分に記された“天人所奉尊（天・人所奉の尊）”が“妙光菩薩”を褒めて発言した部分に当たる。行為の内容については“帰信”と記され、それに“所”を前置させることにより被動式が構成されている。施動者には“所”の直前に置かれた“一切”が当たり、同様の表現は、「分別功德品」“一切所尊敬（一切に尊敬せられて）”と「法師功德品」“一切所恭敬（一切に恭敬せられて）”にも見られる。受動者には文頭に置かれた“汝”が当たり、この場合は“妙光菩薩”を指している。

②は、“世尊”が“諸仏如来、言無虚妄、無有余乘、唯一仏乘（諸仏如来は言虚妄なし、余乗あることなく唯一仏乗のみなり）”の意義について説明するため唱えられた詩頌に含まれている。行為の内容については“尊”と記され、それに“所”を前置させることにより被動式が構成されている。施動者には“所”の直前に置かれた“無量衆”が当たる。受動者には②より前の部分に記された“我”が当たり、この場合は“世尊”が自分自身を指す語彙として使用されている。

③では、行為の内容について“敬”と記され、それに“所”を前置させることにより被動式が構成されている。施動者には②と同じく“所”の直前に置かれた“無量衆”が当たる。受動者については文中に明示されていないが、“無量衆所敬”が可能となるための条件である“一心安楽行”の達成者が当たると解釈される。

このように“所”の単独使用により構成された被動式の用例は、他にも「序品」“是諸八王子、妙光所開化（是の諸の八王子、妙光に開化せられて）”や「方便品」“衆生諸根鈍、著樂癡所盲（衆生の諸根鈍にして、樂に著し癡に盲いられたり）”等が挙げられる。但し、“所”1字による被動式の用例について、戸田

[1965: 98] は「句の字数を整えるための修辞学的要求によるもの」であり、文法的な必然性から生じたものではない、と記している。

1. 2. “為～所～”

既に述べたように、古典漢語で“所～”が使用された被動式では、“所”より前の部分に於いて施動者を示す語彙に“為”を前置させた“為～所～”が多く使用されている。この形式は、牛島 [1967: 311] も司馬遷の『史記』に見られる被動表現の図式として“見～於～”と共に挙げている。本項では、この“為～所～”、更にそれを基本形として変化した“為所～”“為～之所～”を取り上げる。

1. 2. 1. 基本形 “為～所～”

“為～所～”は、施動者を意味する表現に“為”、更に行為の内容を示す表現に“所”を前置させることによって構成され、文意は〔“為” + A + “所” + B〕ならば「AにBされる」となる。例えば、『史記』「項羽本紀」“先即制人、後則為人所制（先んずれば即ち人を制し、後るれば則ち人に制せらる）”では、後部フレーズで被動式が構成され、施動者に当たる“人”に“為”、行為の内容を表す動詞“制”に“所”が前置されている。

『法華經』に見られる“為～所～”の例文を次に挙げる。

④ 「譬喩品」(T9, 12c)

此舎已為、大火所燒。

この舎已に大火に焼かる。

⑤ 「譬喩品」(T9, 13b)

是諸衆生、未免生老病死、憂悲苦惱、而為三界、火宅所燒。

是の諸の衆生、未だ生・老・病・死・優悲・苦惱を免れずして、三界の火宅に焼かる。

④では、行為の内容について“焼”と記され、その施動者には“大火”が当たる。ここでは、それぞれの要素に“為”と“所”が前置されたことにより被動式が構成され、受動者には文頭に置かれた“此舎”が当たる。

「譬喩品」では“三界”（欲界・色界・無色界）から脱出することの意義について説明するため（火宅喩）が使用されている。その中では“長者”が“諸子”に向かって燃え盛る家屋から脱出するよう説得する様子が描かれ、その時の“長者”の気持ちが表示された部分に④は含まれている。

ところが、“諸子”は“長者”の説得に応ずることなく“不驚不畏、了無出心（驚かず畏れず、了に出ずる心なし）”の態度を示すのだった。ここでは、たとえ神通力や智慧によって“如来”の“知見・力・無所畏”を“衆生”に教えたとしても結果は“衆生不能以是得度（衆生是れを以て得度すること能わじ）”になると説かれ、その理由として掲げられた部分に⑤は含まれている。

⑤では、“未免生老病死、憂悲苦惱”を条件に発生が予測される現象について揭示された部分で被動式が構成されている。行為の内容については④と同じく“焼”と記され、施動者には“三界火宅”が当たる。それらの関係を示すために“為”と“所”が使用され、受動者には文頭に置かれた“是諸衆生”が当たる。

王力[1958: 424]は、先秦時期の“所”に見られる特徴として「代詞（代名詞）的な性質が具わる」「接触する動詞は他動詞であり、その他動詞に賓語は後続されない」を挙げ、被動式の場合も使用される動詞は必ず他動詞であり、しかも賓語の後続は不可能であるという法則があることから、“為”字句に“所”が挿入される現象は必然的なものであったと指摘している。更に、被動を表示する際に“所”は代詞的な性質が消失して他動詞の接頭辞と化したと認識され、その機能は④⑤の文中では他動詞“焼”に対し発揮されている。

1. 2. 2. “為所～”と“為～之所～”

唐鈺明[1987: 217]は、基本形“為～所～”から更に変化した形式として

〔“為” + A（施動者） + “所” + B（行為）〕からAを削除した“為所～”、Aと“所”の間に“之”を加えた“為～之所～”の存在を設定し、前者を〈省略式〉、後者を〈付加式〉と呼称している。ここでは、『法華經』文中に於いて上記の各形式により構成された例文を取り上げる。

まず、〈省略式〉“為所～”について述べる。使用例では『史記』「李將軍列伝」“其射猛獸、亦為所傷云（其の猛獸を射るも、亦た為に傷つけらると云ふ）”が挙げられ、そこでは“所”に前置された“傷”が行為の内容に当たる。

『法華經』に見られる例文を次に挙げる。

⑥「譬喩品」（T9, 12c）

我及諸子、若不時出、必為所焚。

我及び諸子、若し時に出でずんば、必ず焚かれん。

⑦「譬喩品」（T9, 13b）

若貪著生愛、則為所燒。

若し貪著して愛を生ぜば、則ち為れ焼かれなん。

⑥は④の直後に掲示された部分であり、背景は④と全く同じである。文全体は“不時出”に“若”が前置されたことにより仮定形式が成立し、それを条件に発生が予測される結果を示す部分で“為所”の使用により被動式が構成されている。行為の内容については“焚”と記され、受動者には文頭の“我及諸子”が当たる。ここに含まれる“我”は、“長者”が自分自身を指すために適用したと捉えられる。

「譬喩品」では“但以智慧方便、於三界火宅、拔濟衆生（但だ智慧方便を以て三界の火宅より衆生を拔濟せんとして）”を實行するために必要な要素として“声聞・辟支仏・仏乘”が挙げられ、それについて説明された部分に⑦は含まれている。

⑦では、“若”と“則”の挿入によって仮定形式が成立し、“貪著生愛”の結果を示す部分で“為所”の使用により被動式が構成されている。行為の内容に

については“焼”と記され、受動者には原文で⑦より前の部分に記された“汝等”が当たる。この場合の“汝等”は、〈火宅喩〉の内容で“長者”が説得する相手に当たる“諸子”を指している。

〈省略式〉が構成された文体では、“為”の後部に“所”が直結されているため、⑥⑦のように行為の施動者を明示する表現は含まれていない。従って、全体の文意を正確に解釈するには、それらの要素についても他の箇所に見られる記述から推察する必要がある。⑥“焚”⑦“焼”の場合は、同じ「譬喩品」の“或当墮落、為火所焼（或は当に墮落して火に焼かるべし）”に見られる“火”、または④の後半部分“為大火所焼”に見られる“大火”が当たる。

次に、〈付加式〉“為～之所～”について述べる。使用例では『管子』「枢言」“有制人者、有為人之所制者（人を制する者有り、人の制する所と為る者有り）”が挙げられる。そこでは“所”に前置された“制”が行為の内容に当たる。

『法華經』に見られる例文を次に挙げる。

⑧「譬喩品」（T9, 15c）

為諸童子、之所打擲、受諸苦痛、或時致死。

諸の童子に打擲せられ、諸の苦痛を受けて、或時は死を致さん。

⑨「譬喩品」（T9, 15c）

為諸小蟲、之所啖食、昼夜受苦、無有休息。

諸の小蟲に啖食せられて昼夜に苦を受くるに休息あることなけん。

⑧は、經典を誹謗した者が受ける報いについて説明された詩頌に含まれ、それらの者が身体に障害がある片眼の“野干（野生の犬類）”となって村に入った場合に発生が予測される出来事が描写されている。被動式が構成された部分では、施動者に当たる“諸童子”には他の用法と同じく“為”が前置されているが、行為の内容を示す“打擲”の直前には“所”に“之”を加えた“之所”が配されている。受動者には⑧より前の部分に“其有誹謗、如斯經典（其れ斯の如き經典を誹謗することあらん）”と記されているように「經典を誹謗した者」

が当たる。全体の内容は被動式が構成された部分から後半の“受諸苦痛、或時致死”へと続いていく。

⑨は、⑧より少し後の部分に掲示されている。受動者には⑧と同じく「經典を誹謗した者」が当たり、そのような者が受ける報いの内容が表示されている。施動者には“諸小蟲”、行為の内容には“啖食”が当たり、それぞれの要素に“為”と“之所”が前置されることにより被動式が構成されている。そこから内容は後半の“昼夜受苦、無有休息”へと続いていくので、基本的に⑧とは同様の構造が展開されたことになる。

以上、“為～所～”及び変形について述べた。森野 [1983: 77] は、六朝時代の漢訳仏典が当時の最も口語的なものの一つであると認め、その根拠として文法規則が同時代の小説や私的書簡の口語表現に見られるものと共通している点を掲げている。更に、口語をそのまま写したとされる表現には被動を示す複数の語彙が重複して使用された形式が含まれるとし、その例として“為～所～”を挙げている。本項では、例文の殆どが“長者”の心理状態を描写したものであり、何れも表現の性質は口語的な色彩が濃厚であるため、“為”と“所”を挿入させて被動式を構成するには適していたと判断される。

2. “見～”

春秋時代以後に使用が開始された被動式には、本来は動詞である“見”が挿入された形式も含まれる。この形式は、行為の内容を表現した部分に“見”を前置させることにより構成され、文意は〔“見” + A〕ならば「Aをされる」となる。

『法華經』全文中では、“見～”の使用回数は14であり、品別では「信解品」での使用6回が最多となっている。本章では、『法華經』に見られる被動式“見～”の使用状況について探っていく。

2. 1. 施動者を示す語彙の省略

被動式“見～”は同じく被動式の“被～”と発生時期は近いとされ、それぞれの形式により表現される内容には共通性があり、それについては『韓非子』「説難」“厚者為戮、薄者見疑（厚き者は戮られ、薄き者は疑はる）”に於ける両者の適用例を確認しても理解できる。但し、王力 [1958: 422] によれば、施動者を示す語彙の挿入は“為～”の場合は可能であるが、“見～”の場合は不可能となっている。

『法華經』に見られる“見～”の例文を次に挙げる。

⑩「譬喩品」(T9, 10c)

我等同入法性、云何如来、以小乘法、而見济度。

我等も同じく法性に入れり、云何ぞ如来小乗の法を以て济度せらると。

⑪「勸持品」(T9, 36b)

仏今默然、不見告勅、我当云何。

仏今默然として告勅せられず、我当に云何がすべき。

⑩では、“云何”の使用によって反語型が成立し、“而”以下の部分で“济度”に“見”を前置させることにより被動式が構成されている。受動者には文頭の“我等”が当たり、この場合は本文の発話者である“舍利弗”が自分自身を指すために適用した語彙となっている。

⑪では、“告勅”に“見”を前置させることにより被動式が構成され、“不”の付加によりその発生が否定されている。受動者には本文の発話者である“我当云何”の“我”が当たり、この場合は、同文の発話者として⑩より前の部分に記された“八十万億那由他諸菩薩摩訶薩”が使用した語彙と捉えられる。

⑩⑪何れの場合も動詞は“見”と直結し、施動者については同文中に明示されていない。そこで、全体の文意から確認すれば、施動者を示す語彙は⑩⑪以前の部分で既に使用され、共に“世尊”が当たることが分かる。

但し、次の例文では、施動者の明示が確認できる。

⑫「授学無学人記品」(T9, 29b)

又我等、為一切世間、天人阿脩羅、所見知識。

又我等は為れ一切世間の天人阿脩羅に知識せらる。

ここでは、“知識”に“見”を前置させることにより被動式が構成されている。受動者には“我等”が当たり、この場合は“阿難”“羅睺羅”が自分自身を指すために適用した語彙と解釈される。尚、文中では施動者についても表示が確認され、“為一切世間、天人阿脩羅”が当たる。

⑫の場合、動詞“知識”が“見”と直結しているので、施動者を示す語彙の同文中に於ける挿入は不可能ではないかとの疑問も生じる。しかし、文全体の構造を確認すれば、そこには“為～所～”も同時に成立し、“所”に前置された“見知識”が行為の内容を表現する部分とも解釈されることから、“為”に前置された“一切世間、天人阿脩羅”が施動者に当たると判断される。

2. 2. 行為の内容を表現する動詞の傾向

“見～”では、前置される動詞の傾向にも特徴が見い出される。小方 [1999: 5] は、半数以上が“愛”“疑”等の情態動詞または“殺”“任”等の人事動詞であるとし、更に、それらの表す動作行為・心理活動の特徴について「受動者に利益或いは損失をもたらすものである」を挙げている。例えば、『墨子』「兼愛」“愛人者必見愛也（人を愛する者は必ず愛せられ）”の場合、文中に見られる“愛”は受動者に利益をもたらす行為であるが、『孟子』「尽心」“夫子何以知其将見殺（夫子は何を以て其の将に殺されんとするを知るか）”に見られる“殺”の場合は、損失をもたらす行為と解釈される。

『法華經』に見られる“見～”例文の中で直後の動詞が主体に利益をもたらすと判断されるものを次に挙げる。

⑬「五百弟子受記品」(T9, 28b)

若世尊、各見授記、如余大弟子者、不亦快乎。

若し世尊、各授記せらるること余の大弟子の如くならば、亦快からずや。

⑭「勸持品」(T9, 36b)

唯願世尊、在於他方、遙見守護。

唯願わくは世尊、他方に在すとも遙かに守護せられよ。

⑬では、“世尊”が“余大弟子”にしたように自分達にも同様に“授記”をしてくれるよう望む気持ちが表現されている。文頭には“若”が挿入されて仮定形式が成立し、結論の部分では“不亦～乎”の挿入により反語型を利用した詠嘆の表現が形成されている。更に、仮定の部分では“授記”に“見”を前置させることにより被動式が構成され、受動者には文中の“各”が当たる。この場合の“各”は、同文の発話者として⑬より前の部分に記された“千二百阿羅漢、心自在者（千二百の阿羅漢の心自在なる者）”を指し、施動者には本文の内容から“授記”を実施する“世尊”が当たると判断される。

⑭は、“諸菩薩”が⑪に続き“世尊”に告げた部分に含まれ、“能令衆生、書写此經、受持読誦……正憶念（能く衆生をして此の經を書写し、受持し、読誦し……正憶念さしめん）”と誓った後で条件として“世尊”に守護を求める気持ちが表現されている。ここでは“願”の挿入によって願望の形式が成立し、“守護”に“見”を前置させることにより被動式が構成されている。受動者には⑭より前の部分に記された“我等”が当たり、この場合は“諸菩薩”自身が自分を指すために適用した語彙と捉えられる。施動者には“願”の直後に置かれた“世尊”が当たる。

次に、『法華經』に見られる“見～”の例文の中で直後の動詞が主体に損失をもたらすと判断されるものを挙げる。

⑮「信解品」(T9, 16c)

我不相犯、何為見捉。

我相犯さず、何ぞ捉えらるることを為る。

⑯「信解品」(T9, 18c)

導師見捨、觀我心故、初不勸進、説有実利。

導師捨てられたることは、我が心を觀じたもうが故に、初め勸進して実の利ありと説きたまわず。

⑮では、まず主体“我”の立場を示す表現として前部フレーズで“不相犯”が掲示され、後部フレーズでは“何”を挿入することにより反語型が成立している。更に、後部フレーズでは、施行の中止を求める内容を表現する部分で動詞“捉”に“見”を前置させることにより被動式が構成されている。

⑯では、“觀我心”を理由に実施した行為の内容を表現する部分の中で動詞“捨”に“見”を前置させることにより被動式が構成されている。施動者には“導師”、受動者には“我”が当たり、全体の内容はそこから後半の“初不勸進 説有実利”に続いていく。

2. 3. 使動表現の後続

この他、『法華經』文中には、“見”字句の後に使役を示す表現が置かれた用例も見られる。当然、前者の受動者と後者の主体は異なり、それらについては文脈から推定しなければならない。

次に例文を挙げる。

⑰「信解品」(T9, 16c)

若久住此、或見逼迫、強使我作。

若し久しく此に住せば、或は逼迫せられ強いて我をして作さしめん。

⑱「五百弟子受記品」(T9, 29b)

世尊於長夜、常愍見教化、令種無上願。

世尊長夜に於て、常に愍んで教化せられ、無上の願を種えしめたまえり。

⑰では、文頭に“若”が挿入されて仮定形式が成立し、労働の強制が発生する可能性について表現され、“久住此”が条件を示す部分に当たる。ここでの被動式は、行為の内容を示す“逼迫”に“見”を前置させることにより構成され、

条件“久住此”に対して結果を示す部分に含まれている。そこには使動表現“使我作”も後続しているが、“見逼迫”と同様、施動者については明らかにされていない。“見逼迫”の受動者には、後続する“使我作”で使役の対象となる“我”が当たり、この場合は⑰より前の部分に記された“窮子”が自分自身を指すために使用した語彙と解釈される。

「信解品」では、“舍利弗”が“阿耨多羅三藐三菩提”の記を授かったことに歓喜した“須菩提”“摩訶迦旃延”“摩訶迦葉”“摩訶目乾連”が“世尊”に告げた内容が記されている。そこには譬喩の利用が見られ、その部分に⑰が含まれている。

⑱は、“世尊”から“阿耨多羅三藐三菩提”の記を授かったことに歓喜した“阿若憍陳如等”が唱えた詩頌に含まれ、“教化”に“見”を前置させることにより被動式が構成されている。受動者には⑱より前の部分に記された“我等”が当たり、この場合は詩頌を唱えた“阿若憍陳如等”自身が自分を指すために適用した語彙と解釈される。

⑰と同様、ここでも使動表現“令種無上願”の後続が認められる。“見教化”の施動者には文頭の“世尊”が当たり、全体的に見れば、それは“令種無上願”とも共通している。

以上、“見～”について述べた。“見”の本来の字義に関しては、『説文解字』に“視也（視るなり）”とあるが、それが被動を示す助動詞としても機能を発揮できる理由については、戸田 [1965: 99] が「あふ」という意味から「遇見の見、即ち或るめに『あふ』意味になったと述べている。更に、「信解品」“是人執我、必当見殺（是の人を執う、必ず当に殺さるべし）”を例に挙げ、文中の“見殺”は「殺すといふめにあう」という意味となり、動作を受けた側を主にすると「殺される」になると説明している。

3. “被～”

春秋時代以後に使用が開始された被動式には、上に挙げた“所～”“見～”の他、“被”の挿入により構成された形式もある。この形式は、前章“見～”と同じく行為の内容を表現した部分に“被”を前置させることにより構成され、文意は〔“被”+A〕ならば「Aをされる」となる。例えば、『戦国策』「斉六」“萬乗之國、被圍於趙（萬乗の國、趙に圍まれ）”では、行為を示す動詞“圍”が“被”に前置されている。

『法華經』全文中では、“被～”の使用回数は61であり、本稿の調査対象となる形式では最少となっている。本章では、『法華經』に見られる被動式“被～”の使用状況について探っていく。

『法華經』に見られる“被”の例文を次に挙げる。

⑱「信解品」(T9, 16c)

于時窮子、自念無罪、而被囚執、此必定死。

時に窮子自ら念わく、罪なくして囚執えらる、此れ必定して死せん。

⑳「常不輕菩薩品」(T9, 50c)

如此經歷多年、常被罵言、不生瞋恚、常作是言。

此の如く多年を経歴して、常に罵言せらるれども瞋恚を生ぜずして、常に是の言を作す。

㉑「觀世音菩薩普門品」(T9, 50c)

或被惡人逐、墮落金剛山、念彼觀音力、不能損一毛。

或は惡人に逐われて金剛山より墮落せんに彼の觀音の力を念ぜば、一毛をも損ずること能わじ。

⑱では、“囚執”に“被”を前置させることにより被動式が構成され、“無罪”との間には“而”の挿入により逆接関係が成立している。受動者には“無罪”以後の部分の発話者である“窮子”が当たり、施動者には⑱より前の部分に記

された“使者”が当たる。

前章で述べたように“見”は相手に何らかの損失を与える内容の動詞に前置される場合があり、その可能性については⑮“見捉”⑯“見捨”を挙げて述べたが、同様の傾向は“被”に前置された⑰“囚執”にも見ることができる。牛島 [1967: 130] によれば、『史記』「屈原賈誼列伝」“信而見疑、忠而被謗（信にして疑はれ、忠にして謗らる）”に見られるように“被”は“見”と同じように使用されていたが、“被～”の多くは「刑戮」等に関する場合の表現に適用されていたということであり、この記述に基づけば、⑰“被囚執”で描写された内容も⑮“見捉”⑯“見捨”よりは攻撃的な性格が強いと捉えられる。

⑳では、“罵言”に“被”を前置させることにより被動式が構成され、受動者には㉑より前の部分に記された“増上慢比丘”が当たる。施動者には同じく㉑より前の部分に記された“四衆”の中の“生瞋恚、心不浄者（瞋恚を生じて心不浄なる者）”が当たり、文末にある“常作是言”には“汝当作仏（汝当作仏すべし）”が後続している。

戸田 [1965: 98] は、“被”の本来の意味が「かうむる」であったと指摘している。更に㉑にも含まれる“被罵言”を例として挙げ、その意味は「罵言をかうむる」であったが、やがて「罵言される」になったと説明している。尚、原義の「かうむる」としての使用については、『法華經』文中でも「觀世音菩薩普門品」“或囚禁枷鎖、手足被杻械（或は枷鎖に囚禁せられて、手足に杻械を被らんに）”が確認される。

㉑は“觀世音菩薩、有如是自在神力、遊於娑婆世界（觀世音菩薩は是の如き自在神力あつて娑婆世界に遊ぶ）”に対する質問として“無尽意菩薩”により唱えられた詩頌に含まれ、“不能損一毛”が成立する条件を表する部分で被動式が構成されている。形式は⑰⑳とは異なり、ここでは施動者についても“悪人”と明示されている。ここに見られる施動者の性質の限定からは、主体が受ける“逐”は攻撃的な性格が強いことが判明し、やはり“被”には「かうむる」の意

味が保存されていると判断される。

以上、“被～”について述べた。“被”は表面に被ることを意味する会意文字であるが、“皮”の部分は声符でもあるので、全体は会意兼形声文字と解釈することができる。字義に関しては『説文解字』に“寢衣（寢衣なり）”とあり、“長一身有半（長さ一身有半）”と説明されていることから、白川 [1996: 1315] は「上より被いかぶるもの」と解釈し、被動式の構成に使用された経緯については「他より受けることにも用いて受身の意となる」と述べている。ここで原義として掲げられた「被いかぶる」を重視すれば、相手に威圧感を与える行為と捉えられる⑲“囚執”⑳“罵言”㉑“逐”に“被”を前置させた構成の手法は適切と判断される。

4. おわりに

本稿の内容を締め括るためには、古典漢語の表現形式の中で被動式が占める位置について改めて確認する必要がある。牛島 [1967: 285] は被動式により構成された文体を〈受動態〉と称し、その機能は「ある個体の運動が他からの力によって行わされる」状態の表示としている。そして古典漢語の文体を「はなし」の場の有り方により絶対文と相対文に分け、この分類法では〈受動態〉は〈使役態〉と共に絶対文に含まれている。相対文は「話し手」と「聞き手」の関係が有機的また具体的であるが、絶対文は間接的また抽象的であることを特徴とし、その中で〈受動態〉〈使役態〉は相関関係を表す表現に属している。この場合の相関関係とは「個体の運動または変化が、対比的に導入される他の個体の運動または変化と、相互に原因または結果となり得ること」を意味している。

被動式の発展に関しては、唐鈺明 [1985: 281] も春秋時代と戦国時代それぞれの代表的な典籍に見られる“於”“為”“見”“被”各語彙の使用回数を具体的に揭示し、かなり詳しく記述している。その内容では、春秋時代の『左伝』『国語』『論語』『墨子』からは“於～”52例、“為～”45例、“見～”8例、戦国時

代の『孟子』『荀子』『莊子』『韓非子』『戦国策』からは“於～”169例、“為～”60例、“見～”41例、そして“為～於～”2例、“見～於～”11例、“為～見～”1例、“為～所～”4例、“被～”5例の存在が判明し、結論として先秦時代の被動式の発展は“於～”の出現が最も早く、その後に“為～”“見～”が続き、最終的には各種総合型の形式と“被～”が出現したと指摘されている。

漢語の被動式の様々な形式は、上記のような段階を経て確立し、六朝時代に著わされた漢訳仏典に見られる文の作成にも大きな影響を与えている。本稿では、『法華經』で“所”“見”“被”各語彙の挿入により構成された被動式の用例を調査対象として挙げ、それぞれの文体が被動文として成立するための条件について分析した。その結果、使用された形式と文意との関連性は深く、施動者と受動者の立場や心情を理解するためには重要な要素となり得ることが判明した。

〈注〉

- 1) 王力 [1958: 420] を参照。
- 2) 受身を示す形式の名称には複数のものが存在するが、本稿では古漢語文法の立場からの調査であることを重視し、漢語文法の研究で常用される専門用語「被動式」を使用した。
- 3) 本稿で引用された例文には『大正新脩大藏經』（全85巻、1925年7月発行、1988年2月普及版発行、大正新脩大藏經刊行会）文中での使用箇所を示す記号を付す。最初のTは「大正」、数字は巻数と頁数、最後のa～cは段数を示す。
- 4) 各例文の直後には、参考のため『訓訳妙法蓮華經并開結』（井上四郎編輯、平楽寺書店、1957年1月発行）に書かれた書き下し文を付す。

〈参考文献〉

- 牛島徳次1967『漢語文法論（古代編）』大修館書店。
王力1958『漢語史稿（中冊）』科学出版社。
小方伴子1999「先秦・兩漢の“見”について」『中国語学』246: 1-10。
白川静1996『字通』平凡社。
唐鈺明1985「論先秦漢語被動式的發展」『中国語文』4: 281-284。

『妙法蓮華經』に於ける被動文の成立条件（椿正美）

唐鈺明1987「漢魏六朝被動式略論」『中国語文』3: 216-222.

戸田浩暁1965『法華經文法論』山喜房仏書林.

森野繁夫1983「六朝訳經の語法と語彙」『東洋学術研究』22(2): 66-81.

〈キーワード〉 被動文、被動式、施動者、受動者、受動態